

京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正に
ついて

(答申)

平成27年3月
京都府環境審議会

1 はじめに

国は、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目であるトリクロロエチレンについて、新たな知見を踏まえ、平成26年11月17日に公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の見直しを行った。

表1 国におけるトリクロロエチレンに係る環境基準の見直し（平成26年11月改正）

	水質環境基準	地下水環境基準
(改正前)	0.03mg/L	0.03mg/L
	↓	↓
(改正後)	0.01mg/L	0.01mg/L

このような状況を踏まえ、環境省は平成26年12月8日、中央環境審議会に対し、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて」諮問し、平成27年1月30日から3月2日まで報告案のパブリックコメントを実施したところである。

表2 中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会報告案の概要（平成27年1月）

検討事項	新基準案	改正の考え方
トリクロロエチレンの排水基準について	0.3mg/Lから0.1mg/Lへ見直し ※暫定排水基準なし	現行のとおり水質環境基準の10倍とする。

今回、府環境審議会環境管理部会では知事からの諮問を受け、「京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について」検討を行った。

2 京都府におけるトリクロロエチレンに係る排水規制等の状況

京都府では、地域の実情に鑑み、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第2条第6項で定める特定事業場（以下「水濁法特定事業場」という。）以外の事業場についても府独自の排水規制を行っており、京都府環境を守り育てる条例（平成7年条例第33号。以下「条例」という。）第1条第5項で定める特定施設のうち、府独自の特定施設を設置する事業場（以下「条例特定事業場」という。）に対し、京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年規則第5号。以下「規則」という。）に基づき、いわゆる横出し排水基準を適用している。横出し排水基準の適用対象事業場については、新設・既設の別によらず、全ての規模、全ての区域に関して1リットルにつき0.3ミリグラムとなっており、水濁法と整合を図っている。

3 京都府の公共用水域におけるトリクロロエチレンの水質の状況

京都府では、毎年度公共用水域水質測定計画を作成し、国土交通省、京都府及び京都市が府内河川及び地下水の水質測定を実施している。府内の公共用水域に係る平成21年度から平成25年度までのトリクロロエチレンの測定結果は次のとおりであり、環境基準を超過した事例はない。

表3 府内公共用水域のトリクロロエチレンに係る水質測定結果

年度 (平成)	検出件数／測定数		測定結果（検出値） (mg/L)	環境基準 超過地点数	環境基準 (mg/L)
	河川	海域			
21	0/181	0/14	<0.003	0	0.03
22	0/181	0/14	<0.003	0	
23	0/174	0/14	<0.003	0	
24	0/180	0/14	<0.003	0	
25	0/150	0/14	<0.003	0	

(注) 平成26年11月に環境基準が0.01mg/Lに見直された。

4 京都府におけるトリクロロエチレンに係る発生源の状況

(1) 府内事業場におけるトリクロロエチレンの取扱状況

トリクロロエチレンを含む対象化学物質の年間取扱量が0.5tを超える事業者や特別要件施設を設置する事業者については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「PRTR法」という。）に基づき都道府県への届出が義務づけられている。平成21年度から平成24年度までのトリクロロエチレンに係る府への届出状況は次のとおりである。なお、これら届出については、半数が特別要件施設を設置する事業者（下水道業者及び廃棄物処理業者）からによるものである。

表4 PRTR法に基づく府内事業者からのトリクロロエチレンに係る届出情報

年度（平成）	総届出件数	うち公共用水域への 排出の届出件数	公共用水域への排出量 (kg)
21	79	18	224.8
22	80	23	79.3
23	80	20	52.7
24	80	25	58.0

(注) 公共用水域への排出に係る届出対象は年間排出量0.1kg以上

(2) トリクロロエチレンに係る発生源の監視・指導状況

京都府及び京都市では、毎年、水濁法特定事業場及び条例特定事業場を対象に計画的に排出水の採水検査を行っている。

平成21年度から平成25年度までの水濁法特定事業場及び条例特定事業場の検査結果は次のとおりであり、現行の排水基準（0.3mg/L）を超過した事例はなく、また国の新基準案である0.1mg/Lと比較しても全て下回っているレベルである。

表5 府内におけるトリクロロエチレンに係る発生源（事業場）の排水検査結果

年度（平成）	排水基準超過件数／検査件数	主な検査対象業種
21	0/30	化学工業、廃棄物処理業、 下水道終末処理場等
22	0/30	
23	0/30	
24	0/30	
25	0/30	

（注）検査件数内訳：水濁法特定事業場30件、条例特定事業場1件（重複あり）

5 京都府におけるトリクロロエチレンに係る今後の排水規制のあり方

条例特定事業場に対しては、引き続き水濁法特定事業場と同レベルの排水基準を適用することとし、国の新基準を適用することが適当である。

6 京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について

以上の検討を踏まえ、規則別表第4を次のとおり改正することが適当である。

なお、引き続き今後の国の検討状況に細心の注意を払う必要がある。

- 京都府環境を守り育てる条例施行規則別表第4（4 汚水に係る規制基準（その1））のうち、トリクロロエチレンの規制基準を次のとおり改正する。

別表第4（第5条関係）

4 汚水に係る規制基準 （その1）

区分	物質の種類 適用区域	許容限度		
		（略）	トリクロロエチレン	（略）
	特定工場等の規模	（略）	全ての区域	（略）
既設 特定 工場 等	排水量500立方メートル未満	（略）	1リットルにつき トリクロロエチレン0.1 ミリグラム	（略）
	排水量500立方メートル以上 2,000立方メートル未満			
	排水量2,000立方メートル以上			
新設特定工場等				

- 国において、トリクロロエチレンの新基準に暫定基準や適用猶予期間などの経過措置が設けられない場合、府においても当該基準を国の改正と同様に経過措置を設けず、同時に施行することが適当である。